

平成28年第10回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年10月6日(木) 13時30分から15時12分

2. 開催場所 香美市役所 3階会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	19番 原 心一			
会長職務代理	3番 公文 久郎			
委員	2番 大岸 高晴	4番 三木 克司	5番 森安 正	
	6番 水田 義郎	7番 上島 陽子	8番 岡田 修一	
	9番 村田 正博	11番 横山 実男	12番 西岡 久	
	13番 堤 昭雄	14番 西村 広幸	15番 小松 和啓	
	16番 門脇 節夫	17番 山崎 彰	18番 小松 源一	

4. 欠席委員 (2名) 1番 三谷 富重 10番 宗石 和彦

5. 出席推進委員 14番 小野川 忠純

6. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第6号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第8号	使用貸借終了農地返還通知について(報告)
	第9号	香美市農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
	第10号	その他の件

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐々木 寿幸
事務次長	西村 安史
農地主幹	井上 和佳
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

8. 会議の概要

議 長

定刻が参りましたので、ただ今より本日の会を進めていきたいと思ひます。また、あと予定の方で2名出席をしておりますけれども、進めたいと思ひますのでよろしくお願いをいたします。

すっかり、まあ蟬の声も聞かなくなりましたが、今日もまだ非常に暑い日が続いております。またあの、先日の16号の台風によつてはですね、香美市に農業被害もぼちぼち出ました。委員の皆さん方の中にもハウスが倒壊をしたりとかいうふうな方もおいでですね、まあ大変ご苦勞をされておると思ひますけれども、まあ、1日も早い復旧をお祈りをするばかりでございます。

まあ、先日の全体会の皆さん方にご出席を頂きました会に、私ちょうど会が重なりまして出席をできませんでして本当に申し訳ないと思ひております。まあ、皆さん方にはですね色々研修を頂いたと思ひますのでよろしくお願いをしたいと思ひます。まあ、今後の活動にですね、是非とも役立てて頂きたいと思ひます。

またあの、先般全国農業新聞の取っていただいております方についてはですね、新

(

(

潟県の佐渡市の農業委員会の中に1アール以上でも1アールでも農地が取得できるという風な制度があるというようなことの記事も載っております。まあ、あの、記事を見させて頂きますと、まあ、香美市の中においてそういう手法をとるという風なことになるとですね、事前に前の所有者の方がですね、非農地にしておってそれを、非農地となったものを買い取るということであれば、まあ、その種の委員会のやっтерることについてはですね、全く我々がやりゆう事と変わらんんじゃないかと、耕作放棄による農地を今後も耕作放棄として使うんであれば1アールでも取得できますよという事が、書き方をしちゅうと思います。まあ、そういう事であれば別に問題がないという風に思っております。まあ、香美市でもそういう対応できますので、また検討をしていきたいと思います。

ええと、今日の会につきましては、欠席者が宗石さん、そして三谷さんから欠席の報告が出ています。今日、議事録の署名人につきましては、西岡 久君と、西村 広幸君という事になってますが、現在まだ見えてませんよね。

ええと、すみません、本日、小松君にお願いしますのでよろしくお願いしたいと思います。

ええ、そういう事で本日の会を進めていきたいと思しますのでよろしくお願いをしたいと思います。

ただ今より、議案に沿いまして会を進めていきたいと思しますのでよろしくお願いをしたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

1番、譲渡人、
、
、申請地は香北町根須字上ミ土居51番、地目は田、面積は402㎡、外1筆計2筆で合計997㎡、譲受人の耕作面積は7,015.99㎡、譲渡理由は労力不足、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は1、10a当り500,000円で総額498,500円です。

2番、譲渡人、
、
、申請地は香北町谷相字上土居3764番、地目は田、面積は734㎡、譲受人の耕作面積は3,088㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は2、10a当り817,439円で総額600,000円です。

3番、譲渡人、
、
、申請地は物部町楮佐古字土居442番、地目は畑、面積は168㎡、外7筆計8筆で合計707㎡、譲受人の耕作面積は7,741㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3、10a当り565,770円で総額400,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われます。以上です。

議長

ええ、以上、議案第1号につきまして説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思しますが、何かご質問はありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議長

格段ありませんかね。

—— 異 議 な し ——

(

(

2

2

2

議 長 はい、ないようですので、ええ、議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
ええ、続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条許可申請について説明します。

1番、申請者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町猪野字初田岡1862番1、地目は田、面積は390㎡、外2筆計3筆で合計998㎡、転用目的は植林、建築延面積は0㎡、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は4、調査員は森安委員です。

なお、この土地は山間集落内の10ha未満の農地集団内にある不整形で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断します。以上です。

議 長 はい、ええと、調査員の森安さん、補足をお願いします。

委員(5番) これ、轟の滝へ行く途中ですが、もう周辺はほとんど非農地というか色々木が植わったり柵を作ったりでもうここだけ残っていたような所です。適当と認めました。

議 長 はい、補足説明終わりましたので、皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

委員(8番) はい。

議 長 はい、どうぞ。

委員(8番) これ、周りは何も木植わったり。

委員(5番) 柚子植えたり。

委員(8番) 影になったりとかありますか。

委員(5番) それは大丈夫です。

委員(8番) 大丈夫ですか。

委員(5番) 周辺かなりこの人も持っておるし、家は左の方にあるし、そのまま置いていますけども、空き家同然の家です。

議 長 この件、植林となっておりますが後でですね、局長の方から詳しくまた、転用のする場合についての植林に転用する場合について説明がありますのでよろしくお願いします。

ええと、すみません、何か他になれば採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

(

(

議 長 はい、それでは、議案第2号、農地法第4条の許可申請について賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
ええ、続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、議案第3号、農地法第5条許可申請について説明します。

1番、貸人、
、借人、
、申請所在地は土佐山田町上改田字寺ケトヲ227番イ、地目は田、面積は155㎡の内15.18㎡、転用目的は納骨堂、権利の種類は使用貸借権設定です。建築延面積は5.75㎡、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は5、調査員は三木委員です。なお、この土地は山間集落内の10ヘクタール未満の農地集団内にある不整形で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

2番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は土佐山田町佐古藪字イゲノ丸262番1、地目は田、面積は156㎡、転用目的は駐車場、権利の種類は所有権移転売買です。建築延面積は0㎡、区域区分はその他、開発行為は不要です。資料は6、調査員は大岸委員です。なお、この土地は集落内の農地で、周囲にまとまった農地は存在しておらず、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

3番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は香北町太郎丸字土居69番、地目は田、面積は284㎡、転用目的は車庫、権利の種類は所有権移転売買です。建築延面積は67.12㎡、区域区分はその他、開発行為は不要です。資料は7、調査員は小松和啓委員です。なお、この土地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。以上です。

議 長 はい、ええと、補足説明を順次、三木さんをお願いをしたいと思います。

委員(4番) ええと、この土地をですね、ちょっと山へこう上がっていかないかん所で、歩く道しかないがですけど、まあ周りにはみかんとかを植えているまあ隣の土地はありますけれども、まあ距離的にも離れてまして、近くにも墓地もポツポツあるというような状況の中で、周りに迷惑かけることもないという事で見てまいりました。ここへ行く途中の道もなんか他の人の土地みたいで、実質のまあ水とかそういう所もないような場所ですので、まあなかなか耕作する、周りの土地なんかもまだ農地で残ってますけど、なかなか耕作できないような所です。以上です。

議 長 ええと、すみません、2番、ええと、調査員、大岸さん。

委員(2番) 資料6を見ていただいたら、航空写真を見ていただいたらいいですけど、あの県道の龍河洞線です。その間であの、まあ周囲に農地もないので問題ないと思います。

議 長 ええと、すみません、3番、小松 和啓君。

委員(15番) はい、ええと、資料7-1と3ページですけど、市内の方がこの資料7-1番の黄色い所へ車庫を建てたいということですが、ええ、その右側にある家を山に

(

(

引っ付いた家をここへ建ててここへ移ってきたいということのようです。家の前にある茶色い所はこれあの、昔家が建っておって今はないですけど宅地になっております。それからその右側にちょっと白っぽうに上に上がった所は、この家の進入道です。これもあとで出てきます。それと家の黄色い所の上段の所に墓と2筆くらいあの非農地願いが出てきておりますが、ええここは、ほんで一応この方の車を置くところの車庫にしたいと出てきております。まあこの所は山へひっついて、あのう冬場は半日くらいしか日があたらんような所ですけど、場所はコメリの南側になります。まあ現状見る限り問題はないと思います。

議 長 ええと、補足説明が終わりましたので、ええ議案第3号につきまして、皆さん方よりご質問があればいただきたいと思いますが、何かございませんかね。

委員(16番) はい。

議 長 はい、どうぞ。

委員(16番) えっと、資料7番の■■■■さんの件ですが、事務局の説明に、第1種農地ということですが、まあ現地の調査した小松さんの説明では、もう農地としては難しいじやろうという説明でしたが、このギャップというか、ここはどう判断したらいいですか。

事 務 局 あのう1種農地っていうのはですね、10ヘクタール以上の農地の連反があるということです。1種農地ということでみなされますので、どうしても太郎丸の圃場整備の所が連反していきますので、まあ1種農地ではあります。ただですね、えっと、この東側の集落から45メートル程度ですので、集落接続という条件で、まあ許可は可能となります。

議 長 門脇君、そういうことです。

委員(16番) うん、まあちょっと分かりにくいけど。

事 務 局 1種農地なんですけども、まあ実際はそういう状況ということなんですけども、まあ、条件的にはまあ土地としては1種農地という。

委員(16番) そこ、例えばその田の何やろが1級農地なのについていう、つつこみはかまん。それには何やろはない。説明がこうじゃ、こうじゃ、こうじゃ言いよるけど。

事 務 局 圃場整備をした所とかそういう所プラス10ヘクタール連田しちゅうけれども、10ヘクタール連反しちゅう中でも一番淵の方であって、なおかつ、集落から45メートル以内の範囲内に入っちゃう分については、第1種農地であって、今回のような5条許可申請があれば許可できる。そういう説明をしてあげて。

委員(16番) それは分かるけど、自分はそれでかまんけど、いわゆる他から、どうしたことって言われた時に今言ったような形でかっちり説明が通るかって言う話。通るとのことよ、課長が言いよるような・・・。

事 務 局 あのう、今回のこの場合はですね、先ほど次長の方からお話差し上げましたように、連反した10ヘクタールという風な範囲の中、ここは圃場整備してる区域ではありません。連反して10ヘクタール農地がある場合は、1種農地という風な形になりますけれども、その中でも例えば今次長が話しましたように、集落から45メートル以内の部分であるとか、一番山に接続している部分であるとか、そういう風な部分につきましては、5条の許可申請が出てくれば、ケースバイケー

(

(

スではございますけれども今回のような形で受け付けることができるという形になりますので、まあ全てケースバイケースではございますけれども、一応、1種農地であっても、そういう風な例外規定も設けられているという風にご理解いただければと思います。以上です。

議 長 構いませんかね。

委員(16番) はい。

議 長 ええと、他にありませんかね。ええと、1番の三木さんの見て来てくれちゃうけど、地目は田よね、田にしたら、昔は田やったろうけど、もうこれ、現況やったら・・・。

委員(4番) 現況は田にできるような所じゃ全くない。

議 長 まあ、あの、将来的によ、私もここへお墓お墓いうたらよね、いくつも並びそうなスペースが。

委員(4番) そうですよ、もうこの辺りもボツボツお墓がありますので、恐らく将来的には言えば、お墓が増えてくる可能性も。

議 長 はいはい、分かりました。ええと、他に何かご質問はありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 まあ、農地でなかなか残せ言うても、ちょっと無理があるかというふうな事で、まあ出てくるということになろうと思います。
何かなければ採決に入りますが構いませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
ええ、続きまして議案第4号、非農地証明願いについての説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第4号、非農地証明願いについて説明します。

1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町字須江野開606番5、地目は田、面積は809㎡、非農地化した理由は、工事の残土廃棄物の一時置き場として使用し、農地として復旧できないまま、昭和44年頃より耕作放棄地となり雑草木が密生し原野化し現在に至る。調査員は西岡委員で、資料は8です。

2番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町清爪字西ノ岡66番、地目は田、面積は383㎡、外4筆計5筆で合計563㎡、非農地化した理由は、昭和46年に、申請地に自宅を建築し宅地として利用。また、平成9年に、家の周囲の生垣が原野化し、現在に至る。調査員は森安委員で、資料は9です。

3番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町猪

野々字初田岡1807番、地目は田、面積は247㎡、外10筆計11筆で合計2,210㎡、非農地化した理由は、耕作不便で低生産のため、昭和61年にヒノキ、平成13年月日不詳にクヌギを植林し、現在に至る。調査員は森安委員で、資料は10です。

4番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町永野字西ウハダノ上1847番、地目は田、面積は115㎡、外2筆計3筆で合計881㎡、非農地化した理由は、死亡した義父が、平成11年にクヌギを植え、現在に至る。調査員は小野川推進委員で、資料は11です。

5番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町猪野々字堀田畝1177・1178・1179番合併、地目は畑、面積は92㎡、外1筆計2筆で合計465㎡、非農地化した理由は、30年位前より山林としており、現在に至る。調査員は森安委員で、資料は12です。

6番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町太郎丸字土居71番、地目は畑、面積は109㎡、外1筆計2筆で合計128㎡、非農地化した理由は、昭和39年に、東の自宅建築時より、庭の一部と取れるような雑種地状態となり、現在に至る。調査員は小松和啓委員で、資料は13です。

7番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町太郎丸字土居67番1、地目は畑、面積は52㎡、外2筆計3筆で合計124㎡、非農地化した理由は、67番1は昭和31年より生活道として利用、昭和51年頃アスファルト敷工事。外2筆は土地が段々で面積が狭く耕作が難しいため、昭和40年頃から雑種地状態となり、現在に至る。調査員は小松和啓委員で、資料は14です。以上です。

議長

以上説明が終わりましたが、補足説明を1番、西岡さん。

委員(12番)

この案件につきましては、昨年5月の総会で申請された土地の続き、接続された土地でありまして、昭和44年頃に工事の残土置き場と、借り置き場として利用されておったようですが、まあ工事終了後も土砂を取り除くらあいう復旧ができないまま現在に至っておるようです。まああの、資料の8番を見てもらったら良いと思いますが、まああの、現状、土砂がかなりの量、堆積してまして、まああの、耕作にはちょっと不向きではないかと思います。以上です。

議長

ええと、すみません、2番、森安さん、それから続いて、お願いします。

委員(5番)

えっと、あの写真を見ていただきましょうか。資料9-1、これあの農振の除外、去年でしたか出ておりましたが、これ大変写真撮るに苦労したと思います。この備考欄へ書いてあるように、生け垣とはなってますが、左には杉とか前には雑木もあつたりいろいろして、一応周囲の同意書もいただいております。まああの、しづえによりもちよつと木を切らないかんという事は指摘をしてあります。これまあ一応この中に住宅があります、一人住まいです。で、まあ、特に問題はないかなということです。

それから、3番目の[REDACTED]さんの分ですが、10-1を見ていただきますと先ほど出ました白い2枚の田がありましたが、その左の田んぼの家の周辺です。これももうあの、[REDACTED]さんが時々家帰りようだけで生活しよる人もおりませんし、空き家であるし、問題ないという事で認めまして、判子つきました。

それから、あの、5ページの5番の[REDACTED]さんのですが、これも航空写真で見たらわかりますように、周辺はもう山になっておりまして、問題ないという事で認めております。以上です。

(

(

議 長	すみません、4番、小野川さん。
推進委員 (14番)	はい、4番の説明をさせていただきます。申請人は[REDACTED]、 [REDACTED]、場所は養護老人ホームの北側です。平成11年にクヌギを 植えてあります。問題はありません。以上です。
議 長	はい、ええと、6番、小松さん。7番も。
委員(15番)	ええと、6番、7番、さっき言ったように市内からそういう方の関連した土地 の非農地願いですが、1番最初にあった図面が見やすいかもしれません、明るい ので。資料7-1番、それとこれで見ても一応合わせてもらったら一 番見やすいと思いますけど、一番手前にある山手へひつついた家へ来るわけですが、 それへ関連した、こう右側にある前から上がってきた道ですけど、これのま あ非農地願いが出ちゃうっていう事と、家の左側、黄色い囲いの中の上段に段に なって2箇所、非農地願い出ております。それが、ほんであの、資料13-1へ いっていただいたら分かると思いますけど、家の左側の方へ、72と71という ように出てきております。その下段に、ええと、資料14-1、ええと、70 -2と70-1、という申請が出て来ております。14-1の1番の家へ入って 来るための道に取られた分の非農地願いと、その3つが出て来ております。まあ、 これ、いずれも、家の周りで山へひつついた所で農地としてのあれは機能してお りません。で、ほんで一応全ての土地について非農耕地であるという事、問題な いと思います。
議 長	ええと、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。ご 質問があればご意見を出していただきたいと思います。何かありませんかね。 小松さん、この13-1のほら航空写真にある地図、地図よ上の。[REDACTED]さんて 書いて、この家を買われる。
委員(15番)	13番の1。
議 長	この家がある。
委員(15番)	そうそう。
議 長	この家を買って、こっちから出て行く。
委員(15番)	この家がもうどれぐらいなるろうね。瓦吹き替えてあります。あんまり新しい 家ではないですけど、それは今内装工事やって、やりかけております。
議 長	あのう、こっちへ住むだけであって、農業するとかいうわけじゃあないがよね。
委員(15番)	ううん、それをちらっと言いよったけど、そのくちがないこともないような話。
議 長	もう、ほしたら、定年して、そういう年の人。
委員(15番)	それと、地震の関係もあって。
議 長	そうかそうか、高知の方から。 ええと、何かご質問ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 ええ、格段ないようですので、採決に入りたいと思いますが、ええ、議案第4号、非農地証明願いにつきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、どうも全員賛成です。ありがとうございました。
ええ、続きまして議案第5号、農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いいたします。

事 務 局 報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。
1番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町町田字西ノ
下639番、地目は田、面積は1,067㎡、成立日、解約日、引渡日、ともに
平成28年8月31日、解約理由は、借り手の変更です。以上です。

議 長 借り手の変更いう事で、借り人がですね、[REDACTED]君ということになっております
が、報告案件という事で退席は求めません。ええと、報告のみとなっております
が、何かご質問あれば。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようですので、報告のみとさせていただきます。
続きまして、議案第6号、農地法第4条の規定による届出の報告です。この
説明をお願いいたします。

事 務 局 報告第6号、農地法第4条届出報告について説明します。
1番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請所在地
は土佐山田町東本町4丁目98番、地目は畑、面積は327㎡です。転用目的は
賃貸住宅、建築延面積は427㎡、区域区分は市街化、開発行為は不要です。資
料は15、調査員は事務局西村です。以上です。

議 長 ええと、この件も報告案件ですが、まあ、市街化区域の中へ賃貸住宅を建てる
ということですが。何かご質問があれば受けたいと思います。

—— 質 疑 な し ——

議 長 ええ、ないようですので、報告のみとさせていただきます。
ええ、それでは議案第7号、香美市農用地利用集積計画についての諮問であり
ますが、この点についての説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、諮問第7号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明しま
す。

まず、9ページの所有権移転の分について説明します。

1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地
は土佐山田町加茂字玉岩1063番、地目は田、面積は1,018㎡、譲受人の
経営面積は7,125㎡、権利区分は所有権移転売買、支払方法は口座振替、対
価は703,500円、利用目的は水稻、資料は16で、農地流動化事業による
所有権移転となります。

続きまして、10ページの貸借分について説明します。

1番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、
借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町楠目

(

(

字八木谷1254番、地目は田、面積は948㎡、借受人の経営面積は3436.71㎡、作物は野菜、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年10月7日から平成30年11月6日の2年1ヶ月で、10a当りの借賃は12,658円で12,000円、資料は17です。

2番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字石田316番、地目は田、面積は733㎡、借受人の経営面積は211,296㎡、作物はソルゴー、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年12月1日から平成33年11月30日の5年で、10a当りの借賃は19,918円で14,600円、資料は18です。

3番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字一ツ橋293番、地目は田、面積は912㎡、借受人の経営面積は211,296㎡、作物は生姜、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年12月1日から平成33年11月30日の5年で、10a当りの借賃は17,982円で16,400円、資料は19です。

4番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字島田1952番、地目は田、面積は5,769㎡の内5,558㎡、借受人の経営面積は211,296㎡、作物は生姜、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年12月1日から平成33年11月30日の5年で、10a当りの借賃は50,000円で277,900円、資料は20です。

5番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字一ツ橋291番、地目は田、面積は935㎡、外1筆計2筆で合計1,956㎡、借受人の経営面積は211,296㎡、作物はソルゴー、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成28年12月1日から平成33年11月30日の5年で、10a当りの借賃は19,938円で39,000円、資料は21です。

6番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町町田字西ノ下639番、地目は田、面積は1,067㎡、借受人の経営面積は5,336㎡、作物は青ネギ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年10月8日から平成33年10月7日の5年で、10a当りの借賃は5,623円で6,000円、資料は22です。

7番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町宮ノ口字東野地452番1、地目は田、面積は1,371㎡、外14筆計15筆で合計8,060㎡、借受人の経営面積は8,152㎡、作物はネギ、稲、ヤサイ、イモ、柿、南瓜、権利区分は使用賃借権の再設定、期間は平成28年10月7日から平成38年10月6日の10年で、資料は23です。

8番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町朴ノ木字大東13番2、地目は田、面積は495㎡、外4筆計5筆で合計2,551㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物はユズ、カボチャ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年10月7日から平成38年10月6日の10年で、10a当りの借賃は7,840円で合計20,000円、資料は24です。

9番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町猪野々字サデ5200番、地目は田、面積は1,633㎡、借受人の経営面積は8,361.93㎡、作物は柚、権利区分は賃借権の設定、期間は平成28年10月7日から平成48年10月6日の20年で、10a当りの借賃は3,674円で6,000円、資料は25で、賃

(

(

料につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

10番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町猪野々字ヒツタテ897番1、地目は田、面積は300㎡、外16筆計17筆で合計1,948.03㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は水稻、ヤサイ、柚子、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成28年10月7日から平成31年10月6日の3年で、資料は26です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 はい、以上説明がおわりました。すみません、1件についてだけ次長のほうから補足があります。

事 務 局 番号8番の借受人、[REDACTED]さんの案件についてですが、借受人の経営面積は0㎡になっておりますが、すであのこの農地をですね、5年くらい前から借りて作っております。今回、正式に利用権の設定を行うものです。で、この他にも6反ぐらい作っていますが、所有者の相続人が県外にいる関係で利用権設定ができていないという事です。

で、続きまして番号10の方ですが、借受人がまあ2名という事で、この2名は夫婦であります。で、住所が徳島県になっておりますが、現在、徳島県に住所をおいておりますが、今回、[REDACTED]という所に移住してきて、1キロ以内の周辺の農地で農業を行うことです。徳島県でも農業を主体として生活をしておるとのことですが、徳島県では利用権設定ができていないという事です。農機具につきましては、保有してませんが、リースとか借りてですね、前の所有者が作っていた品目と、ここの農機具を借りて耕作を行うとの事です。

議 長 ええ、以上説明が終わりましたので、ええ、議案第7号につきまして、質疑を行いたいと思います。何かご質問はございますか。

ええと、議案書の11ページ、[REDACTED]さんのよね、右の方で経営面積、貸付人と借受人、全く面積一緒やけど、親子関係。

事 務 局 はい。

議 長 親から子へ、全面積を貸し出す。最終的には[REDACTED]さんは0ということ。

事 務 局 そうですね。ええと、年金の関係で今も息子さんの[REDACTED]さんが借りた状態ですけど、それが満了するので引き続き借りるという申請です。

議 長 そうか、そうか。最終的には、ここは0ということ。

事 務 局 ここの面積は、世帯の面積が出てきますので、どうしても同じ面積。

議 長 はい。分かりました。
ええと、他にありませんか、何か。

—— 質 疑 な し ——

議 長 ええと、格段ないようですので、ええ、採決に入っていきたいと思いますが、ありませんかね、何か。

—— 異 議 な し ——

(

(

議長 ええ、格段ないようですので、議案第7号について諮問であります。集積計画の分と、賃貸の分と売買の分について一括で採決をしたいと思っております。議案第7号、香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。この件につきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい、どうも全員賛成です。ありがとうございました。
ええ、続きまして、議案第8号、使用貸借終了農地返還通知報告について説明をお願いいたします。

事務局 はい、報告第8号、使用貸借終了農地返還通知について説明します。
1番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は、土佐山田町繁藤字土居1564番、地目は田、面積は889㎡、外6筆計7筆で合計5,058㎡、返還理由は、貸人が死亡したためです。終了年月日は平成28年9月7日です。以上です。

議長 はい、説明が終わりましたが、この件については報告案件ですので、報告のみとさせていただきますが、何かご質問ありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議長 ええ、質問ないようですので、報告のみとさせていただきます。
ええ、続きまして、議案第9号、香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問の説明をお願いいたします。

事務局 議案第9号 香美市農業振興地域整備計画の変更について説明します。
まず、編入分について説明します。
1番、土地所有者、[REDACTED]、[REDACTED]、編入する土地の概要は美良布5、香北町太郎丸字後口屋式720番、地目は、公簿・現況ともに田、変更面積は479㎡、外1筆計2筆で合計1,345㎡、編入要件の該当条項は農振法第10条第3項第5号に該当で、編入後の指定用途は農地です。この項目については1番、2番まで全て同じです。都市計画区域との関係は都市計画区域外、資料は27です。
2番、土地所有者、[REDACTED]、[REDACTED]、編入する土地の概要は美良布9、香北町日ノ御子字佐古口1250番1、地目は公簿・現況ともに田、変更面積は56㎡、外8筆計9筆合計1,348㎡、都市計画区域との関係は都市計画区域外、資料は28です。
今回の編入案件については中山間直接支払い制度の対象希望農地であり、農振の農用地指定外であるものを農振の農用地へ編入するもので、編入後の指定用途は農地です。以上です。

次に除外について説明します。

1番、土地所有者、転用者共に[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は佐岡1で、土佐山田町佐岡字アンノシバ725番2、地目は、公簿田、現況畑、指定用途は農業用施設用地、変更面積は254㎡、除外後の用途は農家住宅、隣地所有者の同意の有無は有りで、市街化調整区域です。関係部局との調整は県都市計画課と協議済みで、資料は29です。

2番、土地所有者、[REDACTED]、[REDACTED]、転用予定者、[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は大楠植1で、土佐山田町楠目字桜ヶ谷3131番、地目は、公簿畑、現況田、指定用途は農地、変更面積は374㎡の内363.97㎡、除外後の用途は一般住宅（農家）、隣地

(

(

所有者の同意の有無は有りで、市街化調整区域です。関係部局との調整は県都市計画課と協議済みで、資料は30です。

3番、土地所有者、[REDACTED]、[REDACTED]、転用予定者は[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は大楠植2で、土佐山田町植字タンガン405番1、地目は、公簿・現況ともに田、指定用途は農地、変更面積は509㎡、外1筆計2筆で合計789㎡、除外後の用途は太陽光発電、隣地所有者の同意の有無は一部無し(東側)、市街化調整区域です。関係部局との調整は無しで、資料は31です。

4番、土地所有者、[REDACTED]、[REDACTED]、転用予定者は[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は片地3で土佐山田町佐古敷字東ヨシモト324番1、地目は、公簿・現況ともに畑、指定用途は農地、変更面積は905㎡の内396.26㎡、除外後の用途は一般住宅(分家)、隣地所有者の同意の有無は有りで、土地改良区との関係は、かんがい排水事業(片地土地改良区)、昭和34年から昭和37年で、市街化調整区域、関係部局との調整は県都市計画課と協議済みで、資料は32です。

5番、土地所有者、[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は片地3で土佐山田町宮ノ口字西野地425-1、地目は、公簿・現況ともに畑、指定用途は農地、変更面積は826㎡の内30㎡、除外後の用途は墓地、隣地所有者の同意の有無は有りで、土地改良区との関係は、かんがい排水事業、片地土地改良区、昭和34年から昭和37年で、市街化調整区域、関係部局との調整は市担当課と調整中で、資料は33です。

6番、土地所有者、転用者共に[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は片地4で土佐山田町逆川字ムクノキ谷1579番、地目は、公簿・現況ともに田、指定用途は農地、変更面積は102㎡、外9筆計10筆で合計3,704㎡、除外後の用途は植林、隣地所有者の同意の有無は有りで、都市計画区域外、関係部局との調整は無しで、資料は34です。

7番、土地所有者、転用者共に[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は片地4で土佐山田町逆川字ムクノキ谷1561番、地目は、公簿・現況ともに田、指定用途は農地、変更面積は29㎡、外17筆計18筆で合計1,522.91㎡、除外後の用途は植林です。隣接所有者の同意は有りで、都市計画区域外です。関係部局との調整は無しで、資料は35です。

8番、土地所有者、転用者共に[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は西川3で香北町西川甲西栗ノ木甲1367番1、地目は、公簿・現況ともに畑、指定用途は農地、変更面積は439㎡の内10.5㎡、除外後の用途は墓地です。隣接所有者の同意は有りで、都市計画区域外です。関係部局との調整は市担当課と調整中で、資料は36です。

9番、土地所有者、転用者共に[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は美良布4で香北町美良布字東野地827番、地目は、公簿・現況ともに畑、指定用途は農地、変更面積は568㎡の内33㎡、除外後の用途は墓地です。隣接所有者の同意は有りで、都市計画区域外です。関係部局との調整は市担当課と調整中で、資料は37です。

10番、土地所有者、転用者共に[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は美良布5で香北町橋川野字宮ノ西213番1、地目は、公簿・現況ともに畑、指定用途は農地、変更面積は224㎡の内33㎡、除外後の用途は墓地です。隣接所有者の同意は有りで、都市計画区域外です。関係部局との調整は市担当課と調整中で、資料は38です。

11番、土地所有者、転用者共に[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は槇山7で物部町根木屋字槻ノ堂393番、地目は、公簿・現況共に畑、指定用途は農地、変更面積は1,071㎡、除外後の用途は山林(非農地)です。隣接農地は無しで、都市計画区域外で、関係部局との調整は無しです。資料は39です。

(

(

12番、土地所有者、転用者共に[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は横山7で物部町根木屋字スガイ132番、地目は、公簿・現況共に畑、指定用途は農地、変更面積は357㎡、外6筆計7筆合計2,479㎡、除外後の用途は山林(非農地)です。隣接所有者の同意は有りで、都市計画区域外で、関係部局との調整は無しです。資料は40です。

13番、土地所有者、転用者共に[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は上葦生1で、物部町神池字キブ子1491番1、地目は、公簿山林、現況畑、指定用途は農地、変更面積は647㎡、外2筆計3筆合計4,166㎡、除外後の用途は植林です。隣接所有者の同意は有りで、都市計画区域外で、関係部局との調整は無しです。資料は41です。

14番、土地所有者、転用者共に[REDACTED]、[REDACTED]、除外する土地の概要は上葦生4で、物部町五王堂字井出ノ下535番、地目は、公簿田、現況宅地、指定用途は農地、変更面積は102㎡の内14㎡、除外後の用途は墓地です。隣接所有者の同意は有りで、都市計画区域外で、関係部局との調整は市担当課と調整中です。資料は42です。

次に軽微な変更について説明します。

1番、土地所有者、転用者共に[REDACTED]、[REDACTED]、変更を行う土地の概要は上葦生4で、物部町五王堂字五王谷465番1、地目は、公簿・現況ともに田、指定用途は農地、変更面積は445㎡の内180.42㎡、除外後の用途は農業用倉庫、隣地所有者の同意の有無は一部無しで、都市計画区域外です。関係部局との調整は無しで、資料は43です。

以上です。

議長

はい、補足説明があります。

事務局

16ページの除外番号3ですが、同意の一部無し、写真資料31の2の方がですね、その同意がない所の東側の写真で、この車が停まっているこの舗装されている箇所はですね鏡野井っていう水路になっています。で、この農地との高低差が5メートルありまして、申請者としてはですね、まあ、更に東側の農地と何ら影響はないので同意はまあ今回は取っていないという事です。

続きまして、一番最後の軽微な変更の番号について、同意が一部無しという事です。が、ここ、無しについて陳述書が提出されております。東側というのはですね、この写真1-2の道側の部分で、これは県道になります。県道の上の農地の同意が今回提出されては無いんですが、県道との高さが2メートルあって、更にまあ段があってですね、県道の幅員も充分で全く影響ないという申請者の陳述書です。で、北側の農地とのですね、境はこの写真3になります。水路と農道がこう下ってあってですね、まあそれと農業用倉庫が農地からだいぶ手前にあってですね、そこの距離が相当あるという事で、同意はいらないと申請者は判断されて提出されておられません。

議長

こういう場合は、事務局としてはですね、もらえるものであれば一応相談してもらってほしいという声掛けはしています。

事務局

はい基本的にはですね、周辺の同意はもらっていただくように言っておりますが、それでも影響ないと、その申請者また代理人の方がですね判断されておりますので、このまま、まあ申請したいということでしたので、受け付けております。

議長

ええと、物部の委員さんで、ここら辺りの地理的に理解をしちよって、それでこれは問題があるという判断を委員さんにせえという訳じゃないけれども、まあ、どういう風に思います。

(

(

- 委員(3番) 横山君。
- 委員(11番) ええと、これは同意書の方は、道を挟んでも取って下さいって説明をしたはずですけど、確か。
- 議長 幅員がですね、どれくらいあるかによっても、まあ充分な幅員があることは、言うてないよね、確か。幅員が4メートル以上とかいうものであればやけど、やっぱりあのう同意は一応もろうて下さいよということはお願いをしちよかんといかん。
- 委員(11番) それは、あのう伊井さんと一緒に行って説明しましたよね。道路離れた上っかわの田んぼの分も、もらって下さいって。その時には。
- 議長 これはやっぱり、もらえんていう、何かあるが。例えば・・・。
- 委員(3番) 同意書はもらえるろ。
- 委員(11番) そらもらえんと思うけど、この道の上段には何があるのかな、倉庫みたいなんがあるのかな。
- 議長 写真からも向こう側には倉庫みたいなのは・・・。影響するがは、この手前の方の①という黄色で書きちゃうその辺が影響あるといえ、そうやけど。まあ、北側というのが一番日陰の問題があるがやけん、南側は日陰の影響は出てこんきよ問題ないけんよ。これは建物の高さらは、倉庫っていうたら、かなり高いもんが建ちやあせん。
- 委員(11番) これは平屋って言いよったですね。
- 議長 平屋であればあんまり問題はないかと思うちゅうけん。
- 委員(3番) まあ、念のためによね、一番無難なのは、その同意書もろうちゅうのが一番問題ない。どんな形であれ。利害関係が何かあれば別じゃけん、同意書はくれると。
- 委員(16番) 利害関係があつたら、よけ、もろうちよかにや。
- 議長 絶対、言われるもん。でまあ、事務局としては、その、会を開いてですね、もらってほしいという結論に達したということで、本人に伝えてくれたら、また理由が、もらえん理由を言ったりとかするんじゃないろうかね。特になければ特にもろうてもらいに行きたいがよ。特にあつてももらえんという理由があつたらよ、ね、そらあ検討せないかん。特になんちゃあないよって言うがやつたら、すぐもらえるって判断を私らあはする訳や。それやつたら是非もろうちよつてもらいたい。
- はい、それではお願いします。
- さっき言いよった太陽光よ、まっ、太陽光やき日陰の問題はあんまり出てこんけんよ、まあその、太陽光については色々問題が発生するきよね、隣地ではもろうちよつたらいいけど。
- 昭雄君、ここはどう、問題なさそう。堤君、問題なさそう。これ。
- 委員(13番) こっち側、ちょっとこう車が停まっちゃう辺が盛土をしてちょっと駐車場みたいになって、その横が畑になってます。

(

(

議 長 これはけど、車が停まっちゃう方はこれは問題ないろ、こっち側の農地は。けどこの周辺の……。

委員(13番) 東側はもろうちゅうそうです。

議 長 もうろうちゅうが。車が置いちゃう所のまだ左側では、本人はそこについては必要ないと思うでしょうわけ。で、これ太陽光やきよ、建物が高いわけやないきよね、それは問題ならんと思います。

委員(13番) ただ、眩しいとか言われると、困るき。もらえればもろうちよつてもろうたらえいけんど。

議 長 まあ、委員会で委員の皆さんからで、こういう意見が出たよと、それで本人に伝えていただいて、それでももらえんという事になると、再度検討せないかん、言うてくれ。

事務局 まあ、いずれにしても、もう一度転用申請が出てきますので。

議 長 転用までもらうてくれたらかまんということです、我々は。そういう事でですね、今回は除外ですので、転用までにはどうしても、もらえるものはもらっとかないかん。

ええ、香美市農業振興地域整備計画の変更についてですが、何かご質問はありますか、他に。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段なければ、採決に入りたいと思いますが、お構いございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 ええと、すみません、それでは、議案第9号、香美市農業振興地域整備計画の変更についてですが、諮問であります、原案のとおり賛成の方の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、どうも、全員賛成です。ありがとうございました。
ええと、議案第10号、その他の件についてですが、格段ないので、最初に私が言っていました、植林等による転用についての事についてですね、局長の方から資料をいただいておりますので、説明を伺いたいと思います。

事務局 ええと、これ2部資料を、資料1枚目の方がこれが農業に関する部分です。で、2枚目の分、これが林業に関する部分という事で説明をさせていただきます。まずは、1枚目農業に関するものですが、農地を林地へ転用する場合、今回ですね、中山間地域の直接支払いの交付金の対象農地をもう最終的にやむを得ず林地化をするという場合に、どういう手続きが必要なのかということですね、国の方からこちらの方がもう協定の終了年限までは、たとえ田畑であっても林地化をするということで手続きが正式に行われれば交付金の対象にするという風な指導がありましたので、今回これをみな様方に認識をしといていただきたいと思います、この資料を作っております。で、あのう、この資料1枚目の資料のですね一番上に農地、それから左側、中山間直接支払交付金対象農地、この場合ですけれども、まずこれの対象の農地であるということであれば、農振の除外が

(

(

必要になります。それから転用、これも当然必要になってきます。それから、それができましてはじめて林地化、林地としてできると、木を植えることができるという形になりますけれども、ただあの色々そのこの支払いの交付金というのは、林地になっても協定終了年限、今回は平成27年度から始まってますので、7, 8, 9, 10, 31年度までなんですが、その間は元が田であれば田として交付金が交付されます。その次に、今回林地にすれば次の新しい協定の時から、もうそこは入れることができない、いう風な形ですので、ここはお気をつけいただければと思います。次に中山間の直払いとか関係ない場合ですけども、これはもうあのう真ん中の左側、当然、農振である場合には農振の農用地から除外、それから転用をしていただいて林地化をするということで、山にしていくという形になります。また、農振以外の所につきましては、右から2番目になりますけれども、農地の転用の許可は要ります、それから林地化と。それであの、多く出てくるのは、これ一番右の端で、すでにですね何十年も前から林地になっておるという場合に、これも非農地証明、今回も出て来ておりますけれどもこういう風な形で、これについても、まあ、非農地として林地っていうのは認めていきましようという、国の方針ですので、みな様方のご理解をよろしくお願いいたします。

その下にあります、注意書きですけども、甲種農地、1種農地、先ほどちょっと例外規定というのは、あのう太郎丸の部分でありましたけれども、通常圃場整備をした農地であるとか、そういう風な農地については、基本的にはもう林地に転用することはできないという規定になっております。それと、2種農地につきましては、代替性が認められないと許可となりません、という風な形を書いておりますけれど、まあ、これにつきましてはまあ、個々のケースバイケースで判断をさせていただきますので、個々に相談をしていただければと思います。それから肥培管理の観点によって個々に判断されるため、樹木によっては判断しないということで、あの、これ2枚目にちょっと関連するんですけども、いわゆる肥料を施すことによってですね、あのう、する部分、それについてはもう林地とみなさないという形になります。苗ということで、これはもう農地のままになりますので、こういう風な形のものは林地化はできません、林地化とは認めないという形になります。それと果樹、これは実のなるものにつきましては原則農地ということで判断いただければと思います。

次、2枚目めくっていただきましてですね、これは林業の観点から、この農地転用をされた場合の林地化をされた所に植える樹種、木のことで、木の種類をどんなものを植えた方がいいのかということで、どんなものを植えてもいいのかということでちょっとご質問をいただきまして、まあ、通常の杉、桧とそういう風な植林につきましては当然構いませんので、それは除外しておりますけれども、それは用材としてはオッケーです。ただですね、これは林業のほうで、地域に元々多く生えているもの、そのようなものについて用材として適しているという判断を林業の方はしますので、一番左の端のホオノキってやつは、この物部川流域に非常に適している木ではないかということで、一応お勧め度として二重丸。これは二重丸とか丸とかってのはこれ、中央林業事務所の林業の担当の班からですね、こういう風な二重丸とか丸が出てきておりますので、これがお勧めの木ですよと。まあ、これ以外に先ほどお話ししましたように杉、桧っていうのは当然また入ってきますので、それは林地化のひとつというような感覚で考えて下さい。で、オニグルミ、ケヤキカツラ、トチノキこの辺ぐらいまでは、用材としてオッケーですと。で、まあ、これ広葉樹になりますので、これがどうしてこれが出てきたかという形になると、一定ですね木質バイオマス発電に持っていきたいという事で、杉、桧ですとなかなかそこへいくまでに時間がかかると、バイオマス発電の燃料にするに、結構な時間20年とか30年とかかかるので、それまでに結構大きくなる木をですね、一応、中央林業事務所、県の高知県の方としてはまあ、こういう風な形でお勧めをしますというぐらいにご理解いただければと思います。ただまあ、この次のクヌギでございまして、これはよく中山間地域なんかでも植えて、苗として植えて、それを移植して、山のほうに今度植えていただ

(

(

くという風な形をとっておりますけれども、これはしいたけの用材としてほだ木というような形でやってみましたけれども、現在、需要が非常に少なくなってきました。また、この山に植えても非常にどんどん大きくなるんですが、ほだ木としての需要が減ってる関係で、あまりもう切られずにそのまま大きくなっていくという林が結構多い状況になってますけれども、現在のところこのクヌギについても、一応木質バイオマスの方には、一応用材として出すことはできますけれども、他の利用方法がないのかということで現在林業の方でちょっと模索をしているということでございます。次にセンダンですけれども、発電燃料として結構太りやすいのでいい木と思われるんですが、実はですね、幹が二又以上にどんどん、どんどん広がっていく関係で燃料として搬出するのに費用が非常にかかると、枝を切ったりとか揃えたりとか、結構、センダンてのは、搬出費用がかかりますので、一応、その搬出費用といわゆる木質バイオマスで買っただけのお金と比較しても結構収入が期待できないという事で、まあ、あまりお勧めじゃありませんということで三角がついておるところです。それからコウヨウザンということで、これ林地へ戻すのであれば、他の種が入り、生物の多様性が進みやすいということで、在来種の植栽を進めるという意味でこの部分があるんですが、まああのこの部分は外来の部分ということでですね、外から入ってくる部分でことで、なるだけでしたらもう在来のを植えていただきたいということで、まあ、できればホオノキとかこういう風なかたちのものを植えていただければということで、まあ、発電材料としては使用できないことはないけれど、あまりですね外のものをどんどん植えるっていうのはいかがなものだろうかという風な林業のこれは判断ですので、そのようにご理解いただければと思います。ただまあ、あくまで、これはこれがお勧めですよっていくぐらいのところなので、これにして下さいとかいう意味ではございませんので、その辺はご理解いただければと思います。右の3つ、コシアブラ、シキミ、サカキ、これにつきましては、もうあの、農地の扱いになりますので、これはもう林地としては認めないというかたちになっておりますので、これにつきましては、枝を採取したりとかですね、いう風なかたちで農地としてこの部分については、確認ができていきますので、林地化の場合にこういうものを植えられても林地化としては認めないと、農地のままですというかたちなので、よろしく願いいたします。で、まあ、下に※印を書いておりますけれども、なかなかですね、樹種、植えてもですね、例えば苗木で植えられる場合のものもありますので、その場合は農地のままでも結構です。林地化する必要はありませんけれども、例えばそれをそのまま何年もずっと放っておいて背丈以上になってくれば、これはもうこの左の方の木でしたら林地というかたちになりますので、手前にひとつかえっていただいて、いわゆる農振の除外とか転用とかいう手続きがどうしてもいりますので、そこら辺はよろしく願いしたいと思います。それと、さっき、1枚目のところにもありましたけれど、肥培管理、肥料等の管理の観点によりまして、転用の許可につきましては個別に判断という、ここはまああの林業の方がちょっと気を使って農業の方はこうやってるからということで、そういう風に林業の方では、お勧めする時には皆様にご理解を頂いてますということの程度にご理解いただければと思います。以上になります。

ちょっとこう分かりにくいんですが、ちょっとあのう中山間の直払いっていう事ですね、国の補助金、交付金をもらうっていうことについて、どうしてもちょっと一定の線引きをしなくてははいけないということで、今回、林地化っていうことが新たに出てきましたので、今回こういう風な説明をさせていただきましたが、あの各々のケースにつきましてはケースバイケース、それからこの肥培管理等によって異なってきますので、まあ、ちょっと分からないなあというところがあれば、事務局の方にご相談いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(

(

委員 (3 番)	あのう、竹ですがね、四方竹なんかの場合は、その場合は農地として従来どおりやってもいいがよね。
事務局	はい、それで結構です。
委員 (3 番)	それから、他の竹の場合は。
事務局	えっとですね、実は孟宗竹っていうのはですね、あまりお勧めじゃないんで、できればですね、その孟宗竹にして放ってもらいたくないというのは林業の方もそれは申しておりますので、まあ当然農業のほうもそうですし、まあ竹は一時期ですね、地震の時はそこに逃げ込んだらいいとかって言われてたんですが、決してそうではないっていうことが最近の研究で分かってきたという事なので、まあ、あまり広がらないうちにですね、孟宗竹のほうにつきましては伐採等によりまして、農地及び林地を管理をしていただきたいということですので、よろしく願いいたします。
委員 (5 番)	この左の中山間直接払いの関係で、農振の除外して、転用許可をとって、林地にする、それには2年といわんかかる。
事務局	そうですね、期間としてはですね、当然この農業委員会へかけていかないかんですので、一定の期間がかかりますので、あのう、中山間地域っていうのはずっともうあの継続してやっている部分が平成12年から制度始まっていますので、そのなかでやっぱり一番集落の淵の端ですね、もう山に一番近いところで、もうどうしようもないと、耕作放棄にどうしてもなるので、これを林地化して山に戻してみたいという風な、地域としてももうそういう風なかたちでやむを得ないねっていう場合にですね、こういう風なかたちでの手続きをしていただくと。ただし、その間って、うちの農業委員会からの許可がおりるまでっていうのは、ずっと農地のままです。5ヵ年の期間で言うのは、一応、交付金の対象としては、例えば林地になっても農地のままで交付金がありますので、それはそれで結構、下草刈りとかですね、そういう風な費用も農地としてその土地もおりますので、あのう林地になっても管理はその農地としての交付金をいただいたもので集落で管理をしていただくと、そのいうたら、5ヵ年の間ですね、いうような、で林地化を認めていくということで、国の方がいっています。
委員 (5 番)	それと、田んぼは畑になるわね。当分ね。
事務局	そうですね。
委員 (5 番)	あの林地にする段階として。うちらの場合こう今までの流れとしたら、もちろん農地以外は絶対だめじゃと、その期間中、これから30年まで、そういうなんじゃったけど、これ今日初めて聞いて。
事務局	そうです、はい。これですね、国の方がもう言うたらもう、どうしても、林地化をしないと耕作放棄地が増えていくっていうことですね、あのう国が認めざるを得なくなって、こういう風な特例で認めるようになってきたという事です。
委員 (5 番)	うちの地区でちょうどそういう事があって、もうよう作らんということで、除けて、その代わり集落はなんか、出務して草刈ったりどうにかやりゆう。それからまだ中で、もう除けちよいたらましやないかえい言うても、本人が作るき入れちよいてくれ、実際よう作らん。そうした場合に草刈って、ただ何、草刈ったら普通の管理だけではないかないので、トラクターなり耕運機でたたいて、無理やり

(

(

まあ30年までは何とかせないかんということで、こういう方法もないことは・・・。

事務局

あの、農地としてですね、そのままやっただくというのは全然それはもう従来通りでオッケーです。で、ただその今までですね、そういう風な協定の中、入れちゃったけれども、どうしてもよう作らんなくて、そのまま耕作放棄地になりよったと、で、それ非常に困るってということで、その集落の方もなかなかその手当てまでようせんよというかたちになった時には、こういう林地化っていうのもひとつの方法として国の方が認めましようというかたちなので、まあひとつカードが余分にできたという風にご理解できるっていう・・・。

委員(5番)

ほんで、その管理が充分出来ざったら交付金を遡って返さないかん。ほんでもう集落で何とか・・・。

事務局

今まででしたらですね、その農地を除けたりですとかね、あの年度が替わる時にその分を除けたりとかして、次からは絶対入れんようにとかいうようなかたちやったんですが、その5ヵ年の間でこう林地というこういう手続きを採っていただけばですね、ここで、もしやられても、まあ例えばこの辺で林地化しても、この5ヵ年の分は農地としての交付金がでますので、そのお金で、例えばその林地化された農地の下草刈りとかであったりとかですね、蔓の処理であったりとかそういうようなものをしていただいたり、それをその5ヵ年の間でしたら交付金は出ますよっていうことです。

委員(5番)

それともうひとつ右の端、すでに林地の場合、非農地証明、即いくっていう、最近ですよ。

事務局

はい、そうですね。これも、あのう、まあ農振でない場合っていうのがですね、農振地区でないというのがまず条件ですので、農振地区であればこの左の2つにどうしても入ってきます。どちらかになります。で、農振地域でない農地の場合で、いわゆるもうすでに林地になってる部分については、この右になりますけれども、本来ならこの農地の転用許可ってのを取らなくてはいけないんですが、もういうたら30年も40年も前からですね、林地になっちゃってですね、今更もう遡って農地の転用許可ってのもなかなかもう取れないよ、っていう場合はこの右の端もやむを得ないですねっていうことです。これはこれで認めざるを得ないですねっていうことです。

委員(3番)

けど、非農地証明は15年ということになりますわね。それを満たしてないとできんわけですので、その間は非農地証明はとれんということですよ。

事務局

そうです、はい、当然もうその間については非農地ではないと、違法な状況になってますということです。その15年っていうのも、その法律も変わってませんので、そこら辺についてはもう今まで通りです。ええ、まあ先ほどお話ししましたように30年も40年も前からよね、実は昭和の頃からもう杉を植えておったとか桧を植えておったとか言えば、もうそれはもう認めざるを得ないねって、今更それを昭和の方に遡ってですね転用の許可を出す訳にはいかんですので、今、30年40年遡ってことができませんので、やむを得ずこの右の端で非農地の証明を出さざるを得ない風な状況です。まああの、現実と言うと合わせてきた、一定合わせてきたっていう風なかたちでご理解いただければと思います。じゃ、以上です。

推進委員
(7番)

すみません、何度も恐縮です、話元にもって申し訳ないけど。この中山間の件ですけど、今、農業委員会の方では分かるんですが、お話よく分かりました。こ

(

(

れを役員さんもおりますよね、市の担当、課のほう、そちらからも、その手の説明を今度各地区に説明をされるように、こちらとリンクしてお願いをしたいと思います。

事務局

はい、分かりました。はい、うちの課の方ですので、産業振興課の方ですので、これはあの実はですね、今日農業委員会の方でですね説明をさしていただいて、一応こういう事で農業委員さんのほうにご確認をいただいたうえで、あの産業振興課の方といたしましても、あの中山間地域の直払いの関係、それから林業の関係、両方ありますのでそちらの方にはこれから説明をさしていただきますのでよろしく願いいたします。

議長

はい、それで、いいですかね。

委員(16番)

はい、先ほど、15年という事でしたけど、農業委員としてまあ15年にちょっと手前でというかたちの発生したときには、2年おきやちゅうことにもなりやあへんろうかと思えますけど、その点の農業委員としての立場というのは大変難しい、立場になっちゃあへんろうかと思えますので。

それと、森林組合の総代会の時、森林組合長ににちょっと話をしたわけですけど、農業委員会での非農地って言うか山林化していく中で、森林組合としては杉、桧ではとてもやっていけない、やっていけんかたちであるが、森林組合長はどう考えちゅうと、考えてないという返事でした。ほんで、今日お聞きするには杉、桧ではない、いわゆる燃料に使えるような木が出てきだしたという、そういう面も、森林組合等とも話合った中で、森林組合もそういったかたちの山にせないかんことは分かっていますので、そういった課題を共有するようなかたちをとっていただきたいと思えます。

事務局

はい、ありがとうございます、実はですね、ご質問、森林組合長からいただいた、どんな木を植えたらいいか分からんきということで、実はですね、開伐をした時にですね、やはりその山林の所有者の方で杉、桧、今まで植わってたんですけど、開伐した時に別のものを植えたいっていうことも結構山のほうでは林業の方ではあるということで、それも含めてバイオマス発電にこれからは移行したいっていう所有者の方もおいでということですので、まあ、それも含めた調査になっておりますので、あの森林組合さんのほうにもすぐに連絡をさしてリンクをさしていきますのでよろしくお願いします。

議長

課長この15年っていうのはよね、どこかで決まっちゃった。

事務局

先日お配りした非農地証明願いの要綱っていうのがありまして、それにもまあ15年以上、ひとつの目安になりますので。

議長

これは、全国統一。

事務局

いや、これは委員会の。

委員(16番)

これは合併前に地区地区で、話おうて、今度合併したときにまた話おうて15年という線をきったんじゃろ。僕ら香北町の時にそのことが出て色々話おうて、まあ15年という線で、香北町は出た。でそれこそ地区の委員会が決めてると思います。県下ではわからんけど。

議長

県下によっては、若干その15年が年数が違うという所もあるかも知れませんが。まあ、あの、香美市については先ほど言ったように、一応15年という区切

(

(

りをつけてますので、まあこれが果たしていいのか悪いのかっていうことについてはですね、またあの時代が変わってきたら検討せないかんとは思いますが。

—— 会長より事務連絡 ——

議 長

それから今後につきましては、11月は2日、すみませんが3日が祭日ですので、2日が水曜日になります。に、行います。11月はですね、年度末ということで最終の11月24日の木曜日に予定しています。

他に何かありませんかね。事務局はない。事務局の方からは格別ありませんが、皆さん方から何かあればお受けしたいと思います。

—— 質 疑 な し ——

議 長

格段なければ本日の会をこれで終了します。ありがとうございました。

閉会（15時12分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原 心 

署 名 人

西 関 久 

署 名 人

小 松 和 啓 

(

(
